

## 第25回西和賀町議会定例会

令和5年3月7日（火）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として出席の旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、質問者の質問時間が30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。議員におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いいたします。

それでは、決定しております登壇の順序に従い質問を許します。

最初に、登壇順1番、淀川豊君の質問を許します。

淀川豊君。

10番 おはようございます。3月定例会のトップバッターを務めます淀川豊でございます。我々の任期も、残すところ1か月半ほどとなりました。今期最後の一般質問となるわけですが、これまで同様に質問を進めてまいりたいというふうに思っております。

ようやく例年よりは早い感じがしますが、春が間近であると感じられるような、そういった季節となりました。昨年に比べて積雪も少なく、

住民の皆さん方も少しほっとした感があるのではないかなというふうに思っております。例年よりは早い西和賀の春に向けて、建設的な議論になればというふうに思いを込めて一般質問をさせていただきたいというふうに思います。

私からの質問は、新型コロナ感染拡大対応の検証について、協働の町づくりについて、施政方針演述についての3事項、15項目について質問いたしたいというふうに思っております。

早速質問に入りたいと思いますが、最初に新型コロナ感染症感染拡大対応の検証についてであります。2年以上に及んでパンデミックとなった新型コロナ感染症拡大が我々に様々な影響をもたらしました。その感染症拡大が第8波まで発生したわけですが、現在は完全な終息とまでは言えないかもしれませんが、その出口が見えてきたような気がしております。その間、病院あるいは行政、民間の病院など、関係者の皆様方は大変ご苦労され、必死に対応されてきたことというふうに思っております。改めて関係者の皆様方には心から感謝を申し上げたいと思いますし、お亡くなりになられた方々に対し、心よりご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

地域では、これまでの真面目な町民性から比較的感染拡大も最小限に抑えられてきたわけですが、第8波においては福祉、介護施設、病院等でクラスターが発生をしてしまいました。これまで一番危惧された感染拡大の発生というわけでありまして。地域にとっては大きな影響を受けてしまったわけです。日常の福祉、介護活動が制限され、医療の診療行為にまで影響を及ぼされてしまったということでありまして。極端な

言い方をすれば、災害級の被害が短時間で起こったと言ってもいいのだというふうに思います。今話した福祉、介護、医療以外にも、新型コロナ感染症拡大は、産業あるいは行政執行においても大きな影響を受けたのだというふうに思っております。

現在第8波の出口は見えておりますが、今後新種の感染拡大等の発生は大いに考えられる状況であるというふうに感じます。まだまだこれからに対する不安は付きまとうわけですが、第8波の出口が見える今、これまでの対応についてしっかりと検証し、今後に備えていかなければならないというふうに感じております。大きな影響を受け、大きな傷も受けました。この痛みから我々は何を学び、これからに生かしていくかということが問われているのだという思いで今回質問をさせていただくことをまずご理解をいただければなというふうに思います。

まず初めに、この数年間で国から、あるいは県からコロナ関連の交付金をいただいているというふうに思います。感染拡大防止あるいは経済対策等に予算づけされ、執行されたと認識しておりますが、その全体像について質問いたしたいというふうに思います。国からの新型コロナ感染症に関する交付金の使用状況について伺いたいと思います。

議長 内記町長。

町長 おはようございます。本日もよろしくお願いたします。新型コロナウイルス感染症に関する交付金の使用状況については、担当課長から答弁します。

議長 企画課長。

企画課長 おはようございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使用状況についてお答えします。

臨時交付金は、令和2年に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として創設され、交付金の対象事業は新型コロナウイルス感染拡大の防

止及び感染拡大の影響を受けている地域経済、住民生活の支援を通じた地方創生に寄与するものが対象となっております。令和4年度の実績はまだ確定しておりませんので、令和2年度及び3年度の決算に基づき、総合計画の領域別の事業数、事業費、その割合について答弁をさせていただきます。

初めに、目標1、保健医療福祉領域では、事業数が6事業、事業費は3,797万円、6.6%の割合でございます。次に、目標2、教育文化領域では、事業数が10事業、事業費は4,226万円、7.3%の割合でございます。次に、目標3、産業領域では、事業数が24事業、事業費は3億7,689万円、65.3%の割合でございます。次に、目標4、生活領域では、事業数が9事業、事業費は8,967万円、15.5%の割合でございます。最後に、行政の効率化、財政の健全化では、事業数が5事業、事業費は3,037万円、5.3%であります。総事業費では、54事業、5億7,716万円でございます。

引き続き、新型コロナウイルスの感染予防対策の徹底を図るとともに、交付金が交付された場合には地域経済、住民生活の支援を中心に有効に活用してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長 淀川豊君。

10番 今のご答弁をお聞きすると、令和2年度、令和3年度、5億ぐらいの交付金で、その65%が産業領域と言われる部分に予算づけをされ、執行されたということであったのだというふうに思います。ある程度使用目的が制限をされたメニューの中の交付金でありましたが、感染拡大防止あるいは経済対策には、非常に有効に使われたものではないかなというふうに感じております。様々な評価はあろうかというふうに思いますが、私個人的には非常にありがたかったというふうな思いでいっぱいあります。

今まで経験をしたことがない状況下で、短期

集中型で予算措置をしなければならなかったことには、大変行政当局の皆様方のご苦労しながら対応してこられたのだらうなというふうに感じておりますが、そこでお聞きをしたいと思います、これまでの新型コロナウイルス感染症拡大対応についてはどのように捉えているのか、その点について伺いたいと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 おはようございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応については、健康福祉課のほうからお答えします。

国内において新型コロナウイルス感染症の患者が確認されてから3年が経過し、その間国や県の感染対策に沿って、町内においても感染対策について協議し、対応してまいりました。また、町内の感染状況に応じて、関係機関の皆様や町民の皆様と情報を共有させていただき、感染の対策を講じてきたところです。

新型コロナウイルスは、変異するたびに感染力が強まり、町内においても高齢者施設や学校、保育所、事業所などにおいて感染の拡大が確認されてきたところです。介護、福祉事業所におかれましては、感染症の患者が確認され、感染が拡大する懸念がある際には、関係機関へ速やかに情報を発信していただいたことに関して大変感謝をしております。感染症が拡大した際には、保健所や医療機関と連携し、感染対策や積極的な抗原定性検査などの実施をしていただいたと伺っております。

感染対策として、必要な物品や人手が不足したなどのお話も伺っておりました。町では、第8波の感染拡大を受けまして、介護、福祉事業所へ感染対策として、まず必要な物品の支援などを進めさせていただいたところです。

議長 淀川豊君。

10番 様々な対応をされてきたということだと思いますし、対応される行政も、次から次へと状況が変わるということで、その対応は大変だったのではないかなというふうな思いがありま

す。災害級、あるいは災害をはるかに超えるような事態でありますから、全てうまくいったとは思っておりません。また、全て課題ばかりだとも思っておりません。ここで個々の事業について精査をするつもりはありませんが、その検証は重要ではないかなというふうに感じます。ただ嵐が過ぎてよかったねでは済まされないほどの影響があったということだと感じます。私も新型コロナウイルスに感染し、体じゅうの節々が痛くなって大変な思いも経験をいたしました。

では、3年にわたり続いた新型コロナウイルス感染症拡大、対応から学んだことの所見を伺いたいというふうに思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 3年間続いている新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活スタイルを変えまして、健康と命の大切さを痛感させるものでした。新型コロナウイルス感染症は、誰しもが感染し得る病気として対応しておりますが、一旦感染が確認された場合は、初動の対応は重要と認識したところです。新型コロナウイルスがオミクロン株に変異してからは、感染した人からほかの人に感染させる期間が短くなり、初動の対応がさらに重要であると認識し、感染対策や関係機関との情報共有については、スピード感を持って対応してきたところであります。

また、感染症の拡大の状況に応じまして、関係者から話を伺い、必要な対策を講じるために関係機関との連携についても重要であったと認識しております。

議長 淀川豊君。

10番 新型コロナウイルス感染症拡大の対応から学んだことについてのご答弁をいただきました。命の重さを再確認したというような答弁もありましたが、この学びは本当に非常に重いものであるというふうに私は思っております。そのためにもこの学びを次に生かしていかなければならないのも、やはりその学びを感じている者の責任ではないかなというふうに思っております。い

ろいろな状況であるとか、そういったことを事業所あるいは町民の皆様方と情報共有しながら進めてきたということであると思いますが、その時々への対応としては、行政としてはもういっぱいいっぱいへの対応であったのだろうというふうに想像をしておりますが、それでもやはり今そういう事態への対応について検証すると、少し課題も見えてくるのではないかなというふうに思っております。

そういったことも含めてお聞きをしたいというふうに思いますが、これちょっと関連質問になります。今後これまでの3年間の経験からどういったことを生かしてまちづくりを行っていくのか、その考え方についてお伺いしたいと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 これまでの3年間での新型コロナウイルス感染症への対策については、国や県の方針が感染状況や感染力、様々な知見により解明されてきた都度、対応策が移行されてきました。町では、その都度関係機関と協議し、町の対応策を検討して進めてきたところです。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯などを対象として実施をしました各種給付金事業では、国の方針が示された都度、町の取組を速やかに決定し、対象者に対して給付を進めてきたところです。また、新型コロナウイルスワクチン接種では、町立西和賀さわうち病院を中心に、診療所や歯科診療所、薬局などからご協力いただき、オール西和賀として接種体制を整え、進めてまいりました。これまで新型コロナウイルス感染症という課題に対して、町が一丸となって対応してきたところです。引き続き、関係機関との連携を大切に、町民の皆様の声に耳を傾け、取組を進めていければと考えております。

議長 淀川豊君。

10番 ぜひこの数年間の学びを今後のまちづくりに生かしていただきたいと思います。強く思っ

ております。多くの代償を支払って学んだ意味重要な経験であります。新型コロナウイルス感染症は、感染症の分類上では2類に分類をされて、その感染対策は国及び県が主導的な立場で対応されてきました。地方自治体においては、保健所がその中心となって対応してきたことはご承知であるかというふうに思います。

私がここで言いたいことは、末端の基礎自治体となる町が新型コロナウイルス感染症対策について、国から通達があった事項、あるいは県から指導された事項を行っているだけでいいのかということでもあります。超高齢化の町として、国、県の実施している感染症対応の隙間を埋めるような、そういった主体的な考え方はないのかということでもあります。地域の状況も把握できず、何が起こっているか分からない状況では、地域住民を守っていくことはできないのではないかなというふうに感じております。確かに町では手出しできないようなこともたくさんあるのは理解しております。しかし、役場の役割であったり、義務的なことしかやらないのかと、それが行政が考える持続可能なまちづくりなのかと聞きたいというふうに感じております。5月になれば感染症の分類が変更になります。ワクチン接種の検査等は、国主導で今後も行われていくようではありますが、その対応も変わっていくのではないかなというふうに思っております。

そこでお聞きをしたいと思いますが、これも関連質問であります。今後新型コロナウイルス感染症の分類が変更となりますが、町としてはどのように捉えているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 新型コロナウイルス感染症の分類が5月8日から、2類相当から5類へ移行することがまず決定されたところです。5類への移行後の対応につきましては、現在協議が進められている状況ですので、政府の方針に応じて町の対応を速やかに検討して、町民に向けた情報

を提供していかなければならないと考えている  
ところでは。

また、マスクの着用につきましては、3月13日  
からマスクの着用が個人の判断に委ねられます  
ので、個人の判断が尊重されるような周知をす  
るといふことで、まず3月1日にはチラシのほ  
うを配布させていただいております。事業所  
におきましては、それぞれ事業所の判断でマスク  
着用を求めることもできるということですので、  
この点についても周知していく必要があるなど  
ということでは考えているところになります。

議長 淀川豊君。

10番 今2類から5類に変更になった場合の町  
の捉え方ということでご答弁をいただきました  
が、これからどういった国の方針というか考  
え方が示されるわけですが、ぜひやはりこの3  
年間のそういう学びを教訓として、分類が  
変わっても生かしていただければなという  
ふうに思います。

続けて質問いたしますが、特にも高齢化率  
の高い地域としての感染症対策は今後重要と  
考えますが、その点についてはどのように捉  
えているのか伺いたいと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 町の高齢化率は51%を超  
えまして、重症化リスクの高い方が多い地  
域での、西和賀町での感染症対策につ  
きましては、淀川議員がおっしゃると  
おり重要だと認識しております。5類  
への移行に伴う政府の方針に  
応じまして、県の対応状況を踏ま  
えつつ、関係機関や医療機関  
のご意見を聞き、検討を進め  
ていかなければならないと考  
えております。

また、新型コロナウイルス感染症の  
予防の一つでもあります新型  
コロナウイルスワクチン接  
種の今後の接種の在り方  
については、本日、国の  
分科会において接種対象  
者や接種回数などが決  
定される予定であること  
から、その結果を受け、  
町内の医療機関からご  
協力を得て、速やかに  
ワクチン接種ができる  
よう体制を整えてまい

ります。

さらには、感染症の発生状況についても  
状況の把握に努め、必要に応じて周知、  
注意喚起を行っていく必要があると  
認識しております。

議長 淀川豊君。

10番 やはり高齢化率の高い地域での  
感染拡大の対策が重要だということ  
でご答弁いただきました。全国でも  
この高齢化率は上位に入るよう  
な地域であります。高齢者  
に対する感染症対策の考  
え方も、やはり全国でも  
最先端の考え方が必要  
になってくるのではない  
かなというふうに思  
っております。また、考  
え方だけではなくて、  
やはり実際の感染対策  
も最先端であるのが普  
通ではないかなという  
ふうに感じます。それ  
が超高齢化率の町で  
あるということだとい  
うふうに私は思  
っております。

住民懇談会や各種計画の  
説明の折には、何かと  
少子高齢化などという  
ような説明をされてい  
るというふうに感じ  
ますが、肝腎なのは高  
齢化であるという話  
をしていくことでは  
なくて、超高齢化に  
対して何を対策して  
いくかということだ  
というふうに感じ  
ます。今回、貴重な  
経験から多くのこと  
を学びました。そう  
いった意味では、超  
高齢化の地域の持  
続可能なまちづく  
りにおいては、また  
新たに考えてい  
かなければなら  
ないことが増  
えたというこ  
とではないかな  
というふうに  
思っております。

では、少し具体的に  
質問をしていき  
たいという  
ふうに思  
います。地  
域の福祉、  
介護分野  
は、各保  
険制度の  
下、民間  
事業者が  
中心とな  
り重要な  
役割を担  
っている  
現状であ  
ります。新  
型コロナ  
感染症  
拡大の第  
8波にお  
いては、  
各事業所  
でクラス  
ターが発  
生し、経  
営的にも  
大きな影  
響を受け  
ていますが  
、その点  
について  
はどのよ  
うに捉  
えている  
のか、そ  
の点につ  
いて伺  
いたい  
と思  
います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 第8波においては、各事業所  
において感染が拡大をしまして、事業所のサービス

の受入れを一時休止する措置や感染の対応としての衛生用品の購入費用や消毒費用、感染症の廃棄物の処理費用などの経費が事業所にとってご負担になっているとお聞きをしているところです。かかり増し経費の支援としまして、岩手県で介護や障害サービス事業所に対して、令和4年度も支援事業を立ち上げたところでありまして、町では各事業所に対し、制度について周知したところです。また、岩手県ではそのほか、高齢者や障害者施設への支援策として、施設従事者が集中的に検査が実施できるよう、抗原定性検査キットの配付や感染症が発生している施設への応援職員を派遣している事業所へのかかり増し経費に対する支援制度も実施したところです。

あわせて、町では11月の臨時議会において、感染症の感染対策として必要な物品などを購入し、支援を進めさせていただいているところです。

国のほうでは、今後もまた介護や福祉の事業所で、今回のようにコロナで療養した際には、引き続き支給をする補助金を創設するというところで継続するというような新聞の記事での報道もありましたので、そのような状況を踏まえながら今後についても注視していきたいと考えているところです。

議長 淀川豊君。

10番 今回この一般質問のためということではないですが、各クラスターが発生した事業所にお声がけをいたしまして、クラスターの発生状況や感染対応の課題、あるいは要望等のご意見を伺っております。大変お忙しい中、率直なご意見を伺いました。私は、各事業所の代表の方々の話を聞いて、人口減少で人材不足の中、新型コロナウイルス感染症拡大がこのまま続き、クラスターが頻発するような事態になれば、各事業所の継続的な運営は難しくなってしまうのではないかなというふうに強く感じました。つまり地域の福祉、介護崩壊につながってしまうという

ふうに思ったのであります。

そこで、お聞きをしたいと思いますが、今後の感染症対応については、地域の福祉あるいは介護分野を持続可能な取組とするには、民間事業者の支援におけるセーフティネット的な考え方も必要であると考えますが、その所見について伺いたいと思います。

議長 健康福祉部長。

健康福祉課長 新型コロナウイルス感染症を含めました感染症、それから災害が発生した場合にあっては必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するという観点から、全ての介護サービス事業所を対象として、業務継続に向けた計画等の策定、それから研修の実施、訓練の実施などが令和3年の4月に義務づけられまして、3年間の経過措置の期間が設けられている状況にあります。それぞれの事業所においては、これまでの感染症や災害時の対応等の経験を踏まえて、業務継続を行うためにどのような体制が必要かという検討を今現在進めていただいていると考えております。これまで各事業所におきまして、それぞれの地域で地域の方々や民間事業者と連携をして、行事や防災訓練などを実施してきていると認識しております。このような取組を基盤に、各事業所において必要な連携を進めていただければと考えております。

議長 淀川豊君。

10番 国あるいは県、町でもそうですが、いろいろな支援策を考えていただいて、ご支援をされているようであります。また、それも受けているようでありますが、その点については大変ありがたい、そういった支援であるなというふうに思いますが、現実にはやはりそれではもう全く経営的に、損失部分でいけば大分不足しているというような状況であります。そういう不足分が累積すると、やはり事業継続が難しくなっていくのではないかなというふうに感じております。

福祉、介護分野は、ある意味やっぱり人とし

ての最終最後のセーフティーネットであると言  
っていいのではないかなというふうに感じます。  
誰でも高齢者になればお世話になる最後のとり  
でといったところではないでしょうか。少子高  
齢化が進行すれば、ますますそういった傾向は  
強くなっていくというふうに私は感じておりま  
す。これまで、先ほど課長からもいろいろと  
ご答弁がありました。国もそういった意味で  
のセーフティーネットの強化を図ってきたのだ  
というふうに思っております。

しかし、これからは人としての最終最後のセ  
ーフティーネットである地域の福祉あるいは介  
護分野を守るようなセーフティーネット的な発  
想が必要であるというふうに思っております。  
つまり地域の福祉、介護事業者がこの地域で継  
続していくための支援が必要ではないかとい  
うことであります。そういったことが今後の持続  
可能なまちづくりの一環となると私は強く感じ  
ております。新型コロナウイルス感染拡大対応の検証に  
ついての質問は、これでひとまず終わりたいと  
いうふうに思いますが、最後に各事業者の皆様  
方からは西和賀さわうち病院、あるいは民間の  
地域の先生方に対して感謝の声がありました。  
PCR検査等の対応であるとか、迅速に対応し  
ていただいたことに心から感謝を申し上げたい  
ということをお聞きしてきましたので、この場  
をお借りして私からもお伝えしたいというふう  
に思います。

では、次の協働の町づくりについてに移りたい  
と思います。私は、議員になる前、仲間たち  
と一緒に西和賀まちまちづくり基本条例作成に  
関わりました。この議場では、現在の高橋雅一  
議長、あるいは刈田敏総教常任委員長もそのメ  
ンバーで、当時の議員の皆様方とも懇談会を開  
き、条例施行までたどり着いたことを思い出  
します。当時の議員の皆様方との懇談会では、「何  
しておまえたちが条例をつくらねばならないの  
よ」と言われ、地域住民の意識を変えたいから  
だと話したことを今でも鮮明に記憶しておりま

す。当時は、地域の普遍的なまちづくりのルー  
ルとなると信じていたわけですが、現実はその  
ではなかったと現在は感じております。それは、  
人それぞれのルールの解釈が違うということか  
ら起きることだと今思っております。重要な  
のは、相互の共通の認識であること、コンセン  
サスを得ていくことだというふうに感じており  
ます。

そこで、今回はこれからのまちづくりにおい  
て最も基本的な考え方の協働について、町長の  
考え方、感じ方をお聞きし、共通の認識をつ  
くっていければなというふうに思っております。  
平成28年6月定例会においても、協働のまちづ  
くり、住民参画についてということで、当時の  
細井町長にも同じ質問をし、ご答弁をいただ  
いております。あれから7年、また町長もお替  
わりになられた現在でありますので、まちづ  
くり基本条例の原則と言われる三者協働の理  
念を共有し、現状を再確認しながら進めてい  
きたいというふうに思っております。

まず初めに、現状における協働についての基  
本的な考えについて伺いたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからお  
答えしたいと思います。

全ての町民が住みよい、健康で安心して暮ら  
せるまちをつかっていくためには、町民一人  
一人の多様な考え方や生き方をお互い大切  
にしながら、町民、議会、町が共に考え、  
行動し、自治を展開していくことが必要と考  
えており、全ての関係者が協力しながら地  
域づくりを進め、地域の課題解決に取り組  
んでいくことが協働であると認識して  
おります。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 協働といってもそれが実際どうい  
うことか、どんな状況かということである  
というふうに思います。我々の環境も劇  
的に変化をしております。人口が減少し、  
超高齢化社会が進行し、

社会状況が変化している中、やはり協働の在り方も変化していかなければならないのではないかなというふうに感じております。

関連の質問となりますが、現状のまちづくりにおける協働についてはどのように捉えているのか、その点について伺いたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

町では、協働のまちづくりの推進と自主的かつ活力ある地域づくりの進展を図るため、西和賀町地域づくり組織条例を制定し、町内29の全ての自治会と協働に関する基本協定を結びながら、協働の地域づくりを進めているところです。コロナ禍において、町、地域ともに十分な地域づくり活動が展開できない状況にはあるものの、地域活動の活発化を支援するための自治活動一括交付金の交付や地域からの声を事業推進に反映させるための地域の代表者等との意見交換会の開催など、協働のための支援に取り組んでいるところです。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 現在のまちづくりにおける協働についてご答弁をいただきました。

それでは、続いてまた質問させていただきたいと思いますが、これも関連質問となりますが、総合計画では地域を活性化し、地域と行政の役割分担をすることで協働のまちづくりを進めていく考え方であるというふうに思っておりますが、個人あるいは団体との協働についてはどのように考えているのか、その点について伺いたいというふうに思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

町では、地域づくり組織条例を制定し、全ての行政区に地域づくり組織を認定し、協働による地域づくりに取り組んでおります。条例において地域づくり組織は、地域の住民等全てが構成員であることを求めているものであり、住民

等とは地域に住む者、地域に事業所を置く事業者及び地域で活動する団体としております。そのような地域づくり組織を起点にしながら、町の全ての関係者が協力しながら地域の活性化、課題解決に向けて様々な取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 平成28年の6月定例会で質問をして、いただいた答弁とぶれることがないと言えないわけですが、7年前の答弁を受けた現状の答弁かなというふうに思います。

平成28年6月定例会の答弁では、住民との協働については、協働推進指針を土台として取り組んでいくということでありましたが、この協働推進指針の中では地域と協働することがまちづくりの中の協働だということで、まさにそういうご答弁をされております。当時から私の考えは、町の地域経営に具体的に参画するということがこの協働であるというふうに思っておりますし、今も思っております。地域の役割分担ではやはり協働としては不十分で、行政の都合のよい協働であるというふうに今でも思っております。その定例会においては、当時の町長あるいは副町長とかなりの激しいバトルを繰り広げた記憶があります。議事録を読んでいると、これまでの一般質問の中で最高傑作であったなというふうに感じ、盛り上がってしまいましたが、あんまり盛り上がりすぎず冷静に質問を続けていきたいと思っております。

特にも重要な地域計画においては、まだまだ住民参画が不十分であるというふうに私は思っております。アンケート調査を否定するものでもありません。各団体からの、例えば委員会の委員招聘も、これも否定するものでもありません。しかし、その程度では成熟した住民参画による協働ではないというふうに私は強く感じております。例えば今定例会に、第2次総合計画の後期基本計画が上程をされました。我々議会



としては可決をしたわけでありますが、その内容は立派なものであります。しかしながら、個人の思いとしては、行政のための第2次総合計画の後期基本計画のような感じがして、住民のための第2次総合計画の後期基本計画が見たいなというふうに思ってしまう。公務員のバイブルではなく、住民のための未来図鑑あってほしいと、これは3期12年間議員をさせていただいておりますが、変わることなく感じていることであります。

では、協働について最後の質問となります。新しい生活様式が求められている状況で、今後協働の在り方についての新しい考え方はあるのか、その点についてお答えをお願いいたします。

議長　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　お答えいたします。

今までも多くの関係者の協力があって、町の取組がなされてきております。これからも全ての関係者の協力により、町の活性化、課題解決につながるものと理解しております。

今後新しい考え方はあるのかとの質問ですが、各種事業等の取組等を通じ、改めて多くの方々の町を思う気持ちの強さを感じております。まちづくりに対する提言、自主事業の企画、提案等を行う人材も出てきている状況でございます。また、町内には、すばらしい技術や能力やアイデアを持った方々がたくさんおります。行政としてもしっかりと目を向け、耳を傾け、横断的な情報の共有を図りながら、検討を行う体制を整え、大いにまちづくりに関わってもらよう、活躍してもらよう、協働の役割を共に果たしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長　淀川豊君。

10番　個人的には、目まぐるしい速さで変化し続ける社会情勢の状況下では、やはり変化、変わっていかねば全て淘汰されるというふうに思っております。恐竜が全滅したのは、環境の変化に対応できなかったからと言われており

ます。我々もまさに同じだと強く感じているところであります。これまでやってきたことをこれまでどおりやっても、世の中の変化にはついていけなくなります。変化、あるいは変わっていくことが今まさに我々に求められているのではないかなというふうに思います。

協働の意味をネットで調べてみると、対等の立場で協力して共に働くことだというふうに書かれております。今後の町政運営は、非常に大変になるというふうに思いますが、再度住民あるいは議会、行政の三者が協調の認識を持って三者協働の理念を具現化していただきたいというふうに強く思っております。

では、最後の施政方針演述について、基本的な考え方について伺いたいというふうに思います。令和5年度予算は、内記町政にとって実質的に本格的な予算編成をされた初年度であるというふうに感じております。本年度予算については、前任者が編成した予算であったと思いますので、令和5年度予算については、より内記町長の考え方や思いが込められた予算になっていることと理解をしております。各事業については、予算審査の中でお聞きをしたいというふうに思っております。考え方の基本となる部分、あるいは特徴となるような部分についてお聞きし、予算審査に臨みたいというふうに思っております。

まず初めに、令和5年度のキーワードとして掲げた「創造的整理整頓」についての具体的な考え方について伺いたいと思います。

議長　内記町長。

町長　お答えいたします。

整理整頓の意味は、必要なものと不要なものを分け、不要なものは捨てる、そして必要なものを取り出しやすいようにすることが整頓であると私は理解しております。整理整頓に創造的を加えたもので、創造的とは新たなものを生み出す、新たなものを創り出せるような状況や新たな発想、考えが出てくるような状況にするこ

とを意識して取り組むことだとの思いを込めたものでございます。仕事の進め方、日常業務におきましては、書類の整理において、ファイリングする、そして引き出しやすいよう適切なタイトル、見出しをつける、そのことにより次なる課題解決に向けた発想が生まれる。私は、新たな発想とは、別なものと別なものの今までにない結びつきであると理解しておりますので、職場においてこの考え方の浸透を図っていくことが必要であるとの思いがあり、述べさせていただきました。

施策、ハード的な事業実施で例えて言いますと、利用できない施設等の取壊しによる整理と、その後の更地化、整頓により、その土地の今後の有効活用について考えられるようにすること、さらには景観形成につなげていくといったような考え方でございます。究極的には、整理整頓なくして創造なしとの思いです。ただ単に新しいものをつくり、今までのものに付け加えていくというのは好ましくないという考え方でございます。

議長 淀川豊君。

10番 「創造的整理整頓」についてということで、町長からご答弁をいただきました。なかなか今ご答弁を聞いてすぐ全てを理解するのは難しいのかなというふうに現状では思っておりますが、具体的に「創造的整理整頓」の結果をお聞きしながら、もう少し理解を深めていければなというふうに思っております。

そこでお聞きをいたします。「創造的整理整頓」という考え方を令和5年度予算には、具体的にはどのようにどの部分に反映させたいと考えているのか、その点についてお伺いをしたいというふうに思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

「創造的整理線整頓」との考え方は以前より抱いておりましたが、令和5年度はその実践のスタートの年であると位置づけて、施政方針で

述べさせていただきました。令和5年度の予算全体に反映させるまでには至っておりませんが、幾つかにおいてその考え方を反映させ、進めたいと考えております。具体的なものといたしましては、農業分野における地域計画策定事業、教育分野における保育所の在り方検討、学校教育の在り方検討、公共施設の解体、空き家の解体促進、ふるさと納税に関わる取組、第三セクターの経営に当たっての対峙の仕方等でございます。最終目標は、政策、施策、事業全体に浸透させ、西和賀町の景観形成につなげることにあります。不要なものを排除し、景観を整え、景観を引き立てる新たな創造物等に加え、西和賀の景観をつくっていききたいということでございます。

議長 淀川豊君。

10番 具体的に令和5年度予算の中で、その「創造的整理整頓」という考え方を具現化した事業についてということでお聞きをしました。今後予算審査に入るわけですが、その折には今の町長からの答弁も頭に入れながら、各事業について審査をしていきたいというふうに思います。

それでは、「創造的整理整頓」から今度は事業評価という点について少しお伺いしたいというふうに思います。これまでも事業評価の重要性は、私も訴えてまいりました。それほど簡単に、安易にできることでもないということは重々承知をしております。しかし、やはりこれは必ずやっとなければ、今後のまちづくりはできないというふうにも思っております。

そこで、施政方針演述について最後の質問となりますが、お聞きをしたいと思います。事業の緊急度や必要性、公的責務の妥当性についての事業評価について、その詳細を伺いたいというふうに思います。

議長 企画課長。

企画課長 お答えします。

これからのまちづくりや地域づくりに当たっては、果たす役割と財政的な負担を考慮する必

要があることから、財政的視点と業務効果などについて、各段階において緊急度や必要性、公的責務の妥当性などを評価、検証、いわゆる事業評価を継続していくものと考えております。事業評価について具体的に申し上げますと、企画立案段階では主に担当課と企画課において、総合計画に定める町の将来像や目標、必要な施策に合致するか、実施計画に位置づけることができるかなどを検討されます。ここでは、中期財政計画と照らして、財源的な裏づけについても具体的な事業調整を行います。

実施段階では、予算編成方針に基づく検討が行われ、個々の事業の必要性、施策分野ごとの優先性など、総合的に判断し、実施方法の効率性や予算額の妥当性などについて、各課と企画課で調整を行います。

事業評価段階では、担当課で年度終了時に評価し、全庁で検討して事業の継続や統廃合などを判断します。また、町政懇談会やまちづくり懇談会、各種要望やご意見などから、施策への反映についても検討してまいります。

改善行動段階では、各担当課で事業の見直しを行い、企画課による総合計画のローリングを経て、全庁で次年度以降の実施計画の見直しを行うものでございます。今後財政的、人的な制約が一層厳しさを増すことが想定されることから、事業評価により既存事業の見直しを行っていく必要があるものと考えております。

議長 淀川豊君。

10番 今その事業評価の詳細ということで、どちらかというと評価の手法、やり方、進め方ということが中心で課長からご答弁をいただきました。今の答弁を受けてちょっと関連の質問になりますが、今行われている事業評価の仕方、手法については何か変わっているところがあるのか、例えば去年と同じような評価で今年も評価をしたということなのか、その点について関連の質問をしたいというふうに思いますので、お願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 お答えしたいと思います。

評価の方法でございますが、従来とは変わってございません。折り返し見直しをしていくという、PDCAのサイクルを継続していくという中身で検討してございます。

議長 淀川豊君。

10番 ありがとうございます。やはりまちづくりにおいて、予算も少なくなってきたおります。予算の配分、あるいは予算づけについては、メリハリをつけた予算措置をしなければならないという点においては、住民に対する説明責任を負うためにはやはりこの事業評価というものが非常に重要になってくるのではないかなというふうに私は思っております。従来のような方法で事業評価をされているということでありませう。それがベストではないのではないかなというふうに思います。常にやはりその改善をしながら、事業評価の精度も上げていただければなというふうに思います。

今回の一般質問は3つの事項について、新型コロナウイルス拡大からの教訓、協働についての認識、そして施政方針演述から理解といった構成で質問をさせていただきました。7年前の先ほど言った質問であります。大変白熱した議論でありましたので、到底理解にはたどり着けなかったし、協働と呼べるものでもなかったというふうに思っております。しかし、その内容については個人的には最高傑作だったなというふうに思いはしておりますが、任期最後の今回の一般質問は記憶に残る思いの丈といった議論となれたなというふうに思っております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で淀川豊君の一般質問を終結いたします。

ここで午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時53分 休 憩

午前11時05分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順2番、高橋輝彦君の質問を許します。

高橋輝彦君。

6番 大沓の高橋輝彦でございます。お昼までには終わりたいなと思っておりますので、よろしくお付き合いいただきますようお願いいたします。

今回の私の質問は、通告しておりますゼロ歳児保育の実現についてと町長の施政方針演述についての2点であります。ゼロ歳児保育の実現については、町長自らが公約として掲げられて、令和4年度の施政方針でも宣言されております。町長就任から1年以上が経過しましたが、いまだ実現ができていないのが現状であります。実現に向けてどのようにされていくのか、以下のとおり伺ってまいります。

まず、ゼロ歳児保育はなぜ必要なのか、またこれが実現すると町にとってどのような効果があると考えておられるのか伺います。

議長 内記町長。

町長 ゼロ歳児保育につきましては、担当課長から答弁します。

議長 学務課長。

学務課長 ゼロ歳児保育の必要性、効果についてお答えいたします。

自営業の方や共働き家庭など、仕事により子供の育児が難しい家庭から乳児保育施設の設置が望まれているところですが、このことは、子育て環境の向上、特に若い世代の子育て支援につながるものと認識しております。

議長 高橋輝彦君。

6番 今言われたように、町内で働く若者夫婦、そして家族にとってもゼロ歳児保育は長年の希望でございました。根底にはずっとその思いを募らせておられたと思うのですけれども、近年その思いがあふれ出して、周囲に聞こえるようになってきたのかなというふうに思っております。この声に応えることは必然であろうと思っ

ております。

また、町にとっても大変有意義な今説明があったようなことであります。この事業があるのとなないのでは、若者夫婦がこの町で定住するかしないか、選択という段階になったときに大変大きなポイントになってきます。町の定住PR時にも大きな文句ができることとなります。1月末日、町の人口はついに5,000人を切りました。でき得る手だては、早期に尽くすべきと考えております。

では、いまだに実現できていないその理由、課題は何なのか伺います。

議長 学務課長。

学務課長 ゼロ歳児保育の課題等についてお答えいたします。

今年度当初は、民間事業者の可能性も含め協議してまいりましたが、進む少子化の中で、現状の出生数等を踏まえた上での利用者数を考慮すると、民間経営の場合においては採算が厳しい判断がなされたところですが、このことから、公立での設置が望まれているところですが、ゼロ歳児保育を実施する場合、乳児を預かるための施設整備、職員体制、そして職員の負担と責任も増すことが課題となります。施設的には乳児専用のスペースと調乳室の設置や、職員体制としては制度改正により、看護師の設置は義務づけられてはいませんが、乳児対応であり、看護師の設置が望ましいとされております。いずれ乳児対応でありますので、目が行き届き、様々な対応が必要ですので、職員の増員は必須となります。また、離乳食対応についても課題があり、発達や月齢によって食べられるものが異なることから、調理員対応も増えてくることが想定されます。また、西和賀町は広域であり、設置する場所の位置も大きな課題であると認識しております。

議長 高橋輝彦君。

6番 今いろんな理由、課題をお話しいただきました。私立の場合採算が取れないので、公立

が望まれているのかなというお話がありましたけれども、それにしてもそのスペースとか、乳児対応なので、看護師の備えとかということで増員、離乳食のこととか、いろいろな課題があるということですが、これやはり町長の公約、そういうこともございます。何とか対応策を検討して、解決していかなければならないのだろうと思いますが、その解決策等はどのようにお考えでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 課題に対しての対応策、解決策についてお答えいたします。

先ほどお答えした現状を踏まえますと、保育施設の見直しは必要であり、施設環境や職員体制を充実させることが必要です。ゼロ歳児保育の実施や延長保育等の保育サービスの向上への対応も含め、今月第1回目の会議開催を予定している保育施設の在り方検討会で協議してまいります。令和5年度中には保育環境の方向性を見いだしたいと考えております。この検討委員会において、ゼロ歳児保育の方向性等についても協議してまいります。それまでの対応については家庭的保育事業による個人事業者や登録した保育を希望する家庭が乳児を預かるファミリーサポート制度の可能性についても、近隣市町村から情報をいただきながら検討していきたいと存じますが、こちらは人材が大きな課題であると認識しております。

議長 高橋輝彦君。

6番 令和5年度で協議していくのだと、それからファミリーサポートのほうも協議に入るのだということですが、それでもいろいろな課題があるということですが、ただ、やはりそれらを克服するかどうかというのは、要は町長が決断するかしないか、そこに尽きるのではないのかなというふうに思っております。当初予算に計上されているかいないかは、町長の意気込みを図る上でポイントになってきます。ちなみに今回は計上がなかったのかなというふ

うに思っております。公約に掲げても、施政方針で語られても、裏づけとなる予算なくしてはなかなか進まないのだろうなというふうに思っております。私は、町長の公約というものは、就任後いち早く着手して、これ何が何でもやり遂げるのだというものではなかったのかなというふうに認識しておりました。これでは、やはり町長の信用問題になってしまうのではないかなというふうに思っております。というか、私がこう言ってしまうと、担当課長さんが責任を感じて、胸を痛めてしまうのではないかなというふうに思いますけれども、でもそうではなくて、本当は町長が最後の責任は自分が取るからゼロ歳児保育やってくれというふうに言われればこそ計画して実行に移すことができるのではないのか。令和5年度も協議するのだという話ですけれども、協議しないとなかなか進まないのは分かりますけれども、もう何が何でもやるのだというふうな姿勢が必要なのだろうと思っております。逆にそれがないと、どこまでやっでいいものか、そもそも本当にやっでいいものかどうか判断つかないのではないのか。冒頭に必要性も伺いました。これちょっといつ実現させるのか、町長の意気込みを伺いたいと思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

保育所の在り方については、これまでも議論いただいたとおり今後の西和賀にとって非常に大きな課題になるということがまずあります。そういうことも踏まえまして、保育関係機関との連携、子育てに対する要望など、子育て環境の変化に対応した保育施設の在り方検討会を踏まえ、先ほど申しあげましたように今年度中に方向づけをさせていただきたいと申しあげましたが、それを踏まえまして実現化を図ってまいりますというふうに考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 今年度も協議するのだということですが

います。ずっと協議だけで終わることなく、これはやはり、先ほども何度も申しましたけれども、町長の公約で、本当にイの一番に実現しなければならないことだと思っております。この事業は、非常に大事な町の事業であろうと思っております。子育てに特化した大きな旗を上げて、西和賀にいれば子育てにお金がかからないとか、町ぐるみで子育てをする町だというふうなことをうたい文句にして、町長の号令の下、全庁で取り組むことができれば、これからの町の人口減少対策としても有意義なものになるのだらうというふうに思っております。ぜひゼロ歳児保育は、6月補正でも計画を立てるべきだらうと思っております。

次に、町長の施政方針について質問させていただきます。町長が施政方針で表明されたことは、町の課題として行政と議会が一丸となって取り組まなければ、これなかなか実現はならないのだらうというふうに思っております。幾つかの課題について、もう少し詳しく具体的にさせていただいて、実現するために伺ってまいります。

私は、バスで例えるならば、行政はエンジンで議会はブレーキとアクセルの役割をそれぞれ担っているのだらうというふうに思っています。町長には、大きな有能なエンジンが備わっております。あとは方向性を示していただければというふうに思っております。ということで、町長はハンドルとか方向指示器の役割なのかなと思っております。

それでは、1点目の質問でございますが、1点目は先ほど淀川議員が質問されましたのでこれは飛ばします。

②番です。「伴走型相談支援」の充実に向け、出産・子育て応援給付金事業に取り組むとのことでもあります。まさに今その子育て世代の方々から、相談の場の提供や支援をしてほしいというふうな声を耳にしております。とてもタイムリーな支援事業だなというふうに思っております。

すが、実は既にこれは健康福祉課や生涯学習課が子育てサロンなど、求められているような支援事業はいろいろ設けられているのです。にもかかわらず、そのような声が町民サイドから出るということは、これは需要と供給がかみ合っていないのではないのかなというふうに思っております。このかみ合っていない部分について、どのように捉えておられるのか伺います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 出産・子育て応援給付金事業につきましては、2月の臨時議会におきまして、令和4年度における事業費を計上し、町内の妊婦、子育て家庭が安心して出産、子育てができる環境整備を目的に、妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近に相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、経済的支援として支給する出産・子育て応援給付金を一体的に実施するための事業として議決いただいた事業になります。国ではこの伴走型相談支援として、妊婦及びゼロ歳から2歳の乳幼児を養育する子育て世帯を対象としており、出産や育児などの見通しを立てるために、母子手帳の交付の際、妊娠8か月頃、出産後の合計3回の面談や継続的な情報発信、随時の相談を受け付け、妊婦や子育て世帯に寄り添うことを目的としております。

町では、母子手帳や妊婦健診票の交付の際に面談を行っており、出産後には新生児訪問として、助産師と保健師と一緒に訪問して取り組んでまいりました。さらに、出産・子育て応援給付金事業を活用し、助産師など専門職とのオンライン相談ができる体制づくりを進めております。乳幼児健診では、子供の発育状況の健康診査だけではなく、子育てに関係する情報提供や親子同士の交流場になるよう、毎月開催をしております。また、西和賀町社会福祉協議会が主催し、毎月開催している子育てサロンや保育園、保育所へ保健師が訪問しまして、相談できる場に取り組んでいるところです。

議長 高橋輝彦君。

6番 本当に大変すばらしい事業をやっておられるわけですが、その部分が町民の方々に、ですと知られていないのではないのか、その食い違いといいますか、その部分をどのように捉えておられるかという質問であったわけですが、ですけれども。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 子育て世帯の方々からの相談や支援をしてほしいという具体的な内容について、ちょっとこちらでも存じていなかったもので、申し訳なかったところなのですが、具体的にこの子育て世帯の方々には、今回子育て支援の情報発信ができる母子モというアプリも導入をしまして、そのような方々に対しては子育てサロン、社会福祉協議会さんが実施しているサロンなども情報提供をしております。

ということで、一応こちらのほうでは子育てサロンだとか、それから乳幼児健診については、随時その場を設けた際にはそれぞれの皆さんに情報を提供しているというような状況ですので、具体的にどのような相談だとか、支援をしてほしいというその要望につきまして、具体的な内容について今後皆様からの要望に応じて、まずそのお話をいただいた内容について関係課と協議してまいりたいと考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 行政のほうからは、いろいろ情報発信はしているのだということですが、にもかかわらずそういうふうな声が出ているということは、情報が伝わらないでそういうサロンに参加できていない方もいらっしゃるのだという実情だと思っております。このように実態がかみ合っていないということですので、これはやはり直接対話とか、そういうものが必要になってくるのではないのかなというふうに思います。そして、その分析の上、迅速に対処をすべきだと思います。今情報発信しているのだということですが、これもしかして一方的になってしまっているのではないのかなとい

う思いがありますが、その辺今後の対処について関連で質問させていただきます。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 もしかしたら一方的な発信だけになっていないかというようなお話でしたけれども、まず今現在活用できております子育ての情報発信の母子モにつきましては、現在45名の方に登録いただいておりますので、さらにこの登録者数を増やしまして、町の子育てについての情報に、例えば相談の場だけではなくて、予防接種等のお知らせについてもしておりますし、町内における子育てのサークルのお知らせについても情報発信をするような形でちょっと拡大もしてきておりましたので、登録者数を増やす等しながら、情報発信は引き続き進めたいと思っておりますし、また乳幼児健診などの際にも活用して、情報発信というか、その中で情報共有等をしておりましたので、その内容についても引き続き進めたいと思っておりますし、社会福祉協議会さんのほうではチラシのほうも配っていただいておりますので、そのようなことについても町のほうからも、また乳幼児健診などで皆さんに対面でお会いした際にお知らせをしていきたいと考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 行政としまして、今ずっとご説明していただいているように、一生懸命対象者のためにサロン等、これからもいろんな形で催そうとされております。それらを認識してもらえていないということは大変悔しい思いでしょうし、むなしいことになっているのだろーと思えます。開催しているからよしということではなくて、検証して対処して欲しいという思いでございます。

次に行きます。6次産業の推進について、産業間連携推進会議を令和5年度はにしわが生産・加工研究会（仮称）に変えて、充実した取組をするとのこととあります。6次産業の課題は、これ名称にあったわけではなかったらうと思っ

ております。なぜこれ名称を変える必要があったのか、これメンバーは違うのか、今までとの違いは何か伺います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、私のほうからただいまの質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

産業間連携推進会議は、西和賀町の農業生産者、加工事業者及び販売事業者の連携を推進し、町内における農産物を町内で消費、流通するシステムの構築等に関する現状及び課題等を協議し、具体的な施策を推進することを目的として設置されているものです。令和5年度においても、町内農産物を町内で消費、流通するシステムの構築に向けた検討を行う必要があることから、引き続き産業間連携推進会議を開催し、事業全体の進行管理も行いたいというふうに考えております。

その一方で、にしわが生産・加工研究会、これは仮称でございますけれども、産業間連携推進会議で検討している町内農産物の町内消費、流出するシステムを具体的に進める組織として新たに設置をしようとする組織でございます。

1次産業、2次産業、3次産業の現場で活躍されている方、また産業間連携を具体的に取組をしたいという意欲のある方々をメンバーとして組織をしたいというふうに考えております。

令和2年度から4年度まで実施したにしわが食材マルシェにおいて、町内の農産物に対する一定の需要はある一方で、出荷される野菜等の量が伸びないことが大きな課題であるというふうに考えてございます。今後整備が検討されている拠点施設、あるいは現在ある産直の品ぞろえを充実させるためには、作目ごとに本町に適した栽培技術を確立するとともに、取組農家を増やしていかなければいけないものと考えております。また、時期をずらした栽培をすることによって、需要に応えられる作目の可能性についても研究が必要であるというふうに考えてご

ざいます。さらには、年間を通じて品物を供給するためには、加工品に取り組むことも避けては通れない課題であるというふうに考えてございます。

にしわが生産・加工研究会（仮称）では、これらの課題を解決するための取組を具体的に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 関連でお聞きしますけれども、そうするとこのメンバーというのは産業間連携推進会議の方々とは別の方々に組織するということになるのですか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えしたいと思います。

にしわが生産・加工研究会のメンバーは、産業間連携推進会議のメンバーとは違って現場で活躍される方で、具体的な取組をされている方ということですので、メンバーは違うというふうにご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 関連してお聞きしていきますけれども、今まで産業間連携推進会議もこれずっと生産、加工について研究してこられたのではないですか。さらにこれ令和5年度も同じような繰り返しになるのではないのかなと思っております。いつこれちゃんとした形で6次産業という形がしっかりできるのか全く見えないのです。前から申し上げていきますけれども、ずっと同じ繰り返しを毎年毎年お金かけてやっておられる気がするのです。今年もまたこれやるのですか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えしたいと思います。

確かなかなか方向性が見えないというご指摘はあるのですが、昨年の9月に拠点施設の整備の在り方ということで、大きな方向性について検討して、町長のほうに提言書を差上げたということでございます。



しかしながらということなのですけれども、まだ生産の部分、加工の部分、それから販売流通の部分、形が十分にできていないということもありまして、それらをどのようにつくり上げるかという部分に関してはまだ時間がかかる部分があります。ただ議論するというだけではなくて、課題の検証ですとか、取組の方向性、こういった進行管理という部分がございますので、そういった部分に関しては産業間連携推進会議のほうでしっかり客観的に見ながら進めていく必要があるというふうに思っております。ですので、例えば5年ですとか7年でということは具体的には申し上げられないわけなのですが、やはり一定程度拠点の施設の整備、そしてあるいはそこに提供できるものの形ですとか、そういったことがしっかりと明らかになるまでは継続していく必要があるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 やはりちょっと関連で質問しますけれども、産業間連携組織で課題とかももうまとめられていましたよね、文書とかご説明いただきました。それらでもうよくないのですか。課題も対策も練られて、しっかり研究をなさっていらっしゃると思っております。もう今年あたりは一つの形ができるものと思っておりましたが、またこれ研究、多分6次産業ということですので、例えばパッケージを考えるだとか、しっかりブランド化をするだとか、加工を施していただいて、その部分多分対策にあったのではないのかなというふうに思っております。町長も長野に視察行かれたわけですけれども、6次産業はただ単に農家が野菜を置いて、持ち込んで販売していったということではなかったと思います。そういう部分が足りなかったから、これ6次産業でなかったのではないのというようなことを今までずっと申し上げてきたのですが、そういうような課題も、多分対策も

去年でできていたはずではなかったのですか。ずっとスタートラインに立ったまま動こうとしない、ここをどういうふうにお考えなのか、最後にここの部分だけお聞きしたいと思います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えします。

スタートラインにずっとあるということではなくて、その課題が大きいだけになかなか進み具合が見えないという部分はあるのですけれども、ハード部分だけを整備しても、今後その物を供給ができないということがあってはいけないうふうに思っています。野菜ですとか加工品ということだけにこだわるわけではないのですけれども、当然乳製品があったり、あるいは議員が言及されるユキノチカラの商品があったりですとか、そういったものも含めてきちんと品ぞろえができる、物が確実に供給ができる、そういったやっぱり体制整備ということに対して向かっていますので、確かにその歩みが見えないという部分は十分に理解できるのですけれども、それに向かって確実に進めていきたいということもお話をさせていただいているということもご理解いただければと思います。

以上でございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 課長、ずっとその答弁で続けてこられています。もうそろそろ別の答弁をお聞きしたいなというふうに思っておりましたが、ちょっと残念ですが、次の質問に移ってまいります。4番です。令和4年度に引き続き、「地域内エコシステム」モデル構築事業を実施するということですが、令和4年度、令和5年度の当初予算には計上されておられません。今回の総合計画の中では、この文言を見つけることはできましたのですが、先日新聞のほうにもそういうモデルの構築事業に参加するというような日程の部分あったかなと思いますけれども、これ既に実現可能性調査の実施だとか、地域協議会等の活動

実態というのはあるのかどうか伺います。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 それでは、ただいまの質問のほうにお答えをしたいと思います。

「地域内エコシステム」モデル構築事業は、一般社団法人日本森林技術協会が林野庁の補助を受けて実施する事業です。具体的には、採択地域における地域協議会の立ち上げ及び運営の支援、木質バイオマス利用に係る実現可能性調査を行うものというふうになってございます。令和4年度に今後の木質バイオマスの普及拡大の方向性を検討し、明確にすることを目的として、日本森林技術協会が実施した公募に応募をした結果、西和賀町が採択され、各種事業を実施してきたところでございます。なお、この事業に係る経費は、日本森林技術協会が全額負担しているということでございます。

具体的な取組の内容なのですが、町内の木質バイオマスエネルギー関係者を主なメンバーとする地域協議会を設置し、令和4年8月及び令和5年3月に現状の確認と今後の方向性について協議を行ったところでございます。また、日本森林技術協会と株式会社森のエネルギー研究所がまきストーブ利用に関するアンケート調査、新炭共用林における森林材積調査、湯田牛乳公社及び特別養護老人ホームぶなの園におけるチップボイラー導入可能性簡易調査を行い、現状の把握に努めたということでございます。令和4年度の取組で得られた成果と課題を踏まえ、今後の方向性をより具体化するため、令和5年度も実施に向け、日本森林技術協会が実施する公募のほうに応募したいというふうを考えてございます。

なお、採択になった場合ということでございますけれども、令和5年度は協議会の開催、これは年2回から3回、それからまきの供給に関する体制の整備の検討、町内施設へのチップボイラー導入に向けた具体的な検討、それから併せて近隣地域、これは北上、花巻、雫石等とい

うことを想定してございますけれども、そこにおけるバイオマス利用候補施設の把握、これはやはり一定の需要を確保するという観点から、西和賀町だけではなくて近隣施設の需要も取り込んでということでありまして、そういったことでこういった把握もしたいというふうに考えています。

以上、申し上げたことに対して取り組んでいく予定というふうにしております。以上でございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 需要のほうのお話でしたが、その実現可能性調査の結果、地域協議会と地域のほうで、これ間伐材などはどれほど必要になるのか、その地域の協議会にとっても供給という意味で持続可能なものなのかどうか、その辺を伺います。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 それでは、具体的な内容についてお話をさせていただきたいと思います。

実際に現場のほうで、先ほど申し上げましたけれども、日本森林技術協会、それから株式会社森のエネルギー研究所が現場に入って調査を行ったのですが、調査の結果ということなのですが、これ薪炭共用林ということになるのですが、1ヘクタール当たりの流木の材積、1ヘクタール当たり177立米というふうな結果が出てございます。これ歩留り等を合わせるとということなのですが、1ヘクタール当たりで89から224立米残るであろうと、利用するであろうというふうに考えられておまして、実際需要に関しては十分にえられるというふうな結果が出ております。ただ、問題としては、それを切り出すためのコストで、路網というのは条件にあるのですが、そういったことはあるのですが、単純に資源だけで見れば、その部分はしっかり循環可能であるというふうな結果が出たということでございます。

以上でございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 関連してもう一つ、二つ質問したいと思いますが、コストに課題があるのだということでありましたけれども、これ町長はこの事業の新規導入からボイラー施設を増やしていくというような水平展開というのですか、どこまでイメージを膨らませておられるのか、その辺確認したいと思いますが。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

先ほど課長からお答えさせていただきました2つの施設について、具体的想定をして今回調査をしていただいたところでございます。基本的な考えといたしましては、これだけ森林を抱えていながら、なかなか森林が回らないというか、森林が成長して、それに見合った分の量の使用さえもなかなか追いついていない状況を何とかし、地域資源の大きい森林を活用し、林業の活性化、地域の活性化を図っていきたいというのが根底にございますけれども、そうしたときにその森林バイオマスの利用から、これを回すきっかけにしていきたいという考えでございますが、そういう点ではまだまだそのチップにおきましても、まきにおいても、十分利用できる資源があり、そこを回したいということで、その2つの施設において利用可能性を調査していただいているところでございますし、併せてそれに関連したさらなる需要可能性を調査したいというふうに思っております。今のところバイオマスで一番いいのは、やはりその熱利用とあって、ボイラーなりでお湯をたいて、あるいは蒸気を出してということですので、そういう点では食品産業が非常に具体的なものとしてはいいというのは、もうこれは昔から言われております。そうした中では、先ほどの候補の一つで挙げておりました牛乳公社、これはまさに食品産業の最たるものでありますし、蒸気についても年間利用をして、年間一定の、しかも大き

な利用量があるということで、そこをさらに極めていき、それを周りに普及していくような核としていければというようなのを描きつつ、今年度も挑戦させていただきたいなということで、先ほどのようなお話とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 高橋輝彦君。

6番 ありがとうございます。これ私も資料を印刷して見たのですけれども、大きくイメージを広げれば、電力の確保というようなこともうたわれております。この事業が持続可能である、しかも大きくできるということであれば、町にとっても、町民にとっても非常に有用なものとなるかと思えます。たしかこれも町長の公約の一つだったのかなというふうに思いますが、何らかの形でしっかり町も予算を投入して、事業もっとオープンにして、みんなが知り得るところで議論しながら大きくしていくようなことが必要なのではないのかなと思えますが、そういうような考えはいかがでしょうか。

議長 内記町長。

町長 今お話しの方はもったもな点であると思えますし、できるだけいろんな機会を通じて、住民の方々にまきストーブのアンケート調査であったり、それをきっかけとしてそういう面に興味あるいは関心を抱いていただいて、取組を広げていきたいという思いでやってきたところではございますが、今ご指摘のような点でまだまだ不十分な点がある、その辺をしっかりと心得まして、取組を進めたいというふうに思っております。

議長 高橋輝彦君。

6番 次に行きます。道の駅錦秋湖の在り方についてです。様々な選択肢の中から、本町の現状に即した方法での整備を目指すということでございますが、町長が言われる現状に即した方法というのはどのような方法を言うのか伺います。

議長 建設課長。

建設課長 ただいまのご質問に対しては、私のほうから答弁させていただきます。

まず、一般的に道の駅の整備手法には、町と道路管理者が連携分担して施設整備を行う一体型と、それから町が全ての施設整備を行う単独型という2つの整備手法がございます。ちなみに、道の駅錦秋湖につきましては、一体型で整備を行った施設であります。

様々な選択肢の意味でありますけれども、こうした整備手法のうち、どちらを採用するかということはもちろんですけれども、その整備を行うタイミングをいつにするかなどもこの様々な選択肢に入ってくるものと想定をしております。まずは、こうした選択肢をきちんと整理をして、総合的な比較検討が行えるようになった段階で、最も合理的で、かつ妥当な方法を採用したいというものでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 そういう選択肢があるということだと思っておりますが、これはある程度やはり行政というか、町長もいろんな方々の意見も、それを吸い上げることは大事だろうと思っておりますけれども、行政側のほうの方針とか、そういうものもしっかり固めた上で、固めたというか、持った上でいろんな方々と議論するという、そういう姿勢があったほうが物事は進むのではないのかなというふうに思いますが、その辺ちょっと関連でお聞きします。

議長 建設課長。

建設課長 ただいまのお話ですけれども、今後のスケジュール的な、スケジュールといいますか、見通しとしては、今議員おっしゃるように行政としての方針を固める時期ですけれども、今庁内というか役場内にプロジェクトチームを設けております、この道の駅の移転に関しては、今議会終わったら直ちにそのプロジェクトチームを開いて、まず役場内の方針を定めたいというふうに考えております。今3月ということで、もう年度末になっておりますけれども、年度内

にはそういった役場、庁内の方針を固めたいと、来年度以降その方針に基づいてしかるべき対応を取っていきたいと考えてございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 プロジェクトチームをつくって来年度やってくるのだというふうな、対応していくのだということでございますので、ぜひそのスケジュールに沿って着々と議論等を進めていただきたいというふうに思います。

6つ目でございます。令和5年度は、地域おこし協力隊について、ふるさと振興課、観光商工課、林業振興課、各課で募集をされております。冬の厳しさを知らない協力隊たちの生活に支障のない住居の確保はできるのかどうか、その辺を伺います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

町では平成23年度から、現在まで27名の地域おこし協力隊を受け入れております。住居につきましては、隊員はほぼ若い単身者であるということもありますので、民間アパートですとか、旧教員住宅等を手配しておりましたが、現状は空きがないような状況になっております。また、空き家等を活用している隊員もおりますけれども、今現在空き家バンクに登録されている物件は、まず修繕を施さなければならないようなものということになっておりますので、なかなか入れる物件もないという状況です。

現状の対応といたしましては、長期の滞在ですとか、食事も提供可能というようなところで、要望に応じていただける旅館がございまして、そういうところに入っていただくという対応を取っているところでございます。また、受入れを求める部署等と連携して、幅広く情報を収集しながら、居住できる住宅の確保にまず努めているという状況ではございます。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 本当に西和賀の冬を知らない協力隊にと

って、西和賀の冬というのは本当に脅威でしかないのではないのかなというふうに思っております。旅館の受入れ等、対策をしていらっしゃるということですが、やはりそういう部分についてもしっかりとした住居を準備すべきだろうというふうに思っております。持続可能な定住人口につながるケアを考えるべきと思っております。ずっと旅館でやっていくというようなことではないかと思っておりますが、関連としましてその部分についてお聞きします。

議長　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　お答えいたします。

まず、今議員のおっしゃるとおり、ずっと旅館というわけでもないということで考えてはいるものです。まず、当初は、やっぱり空きがない状態では旅館等にも入っていただくということですが、経過する中において、そういうふうな優良な住居の確保という部分で、様々な面から情報提供を受けながら、調べながら、確保に努めて対応していきたいというふうに行っているところでございます。

以上です。

議長　高橋輝彦君。

6番　いろんな角度から定住人口を増やしていくべく、対応策を今後も考案していただきますように希望します。では、この件についても終わります。

最後に、町長にお願いしたいこととお話しして終わりたいというふうに思います。いろいろずっとご質問してまいったわけですが、精神論とか、そういう物事、事業の物の考え方という話がすごく多いなというふうな感じがしております。そういうのは、具体的なお話がない中でそういう話だけ続けられると、やはりだんだんつまらなくなってしまうのです。具体的な話をちょっとでも聞きますと、もうぐっと気持ち、感情が入っていくわけなのですけれども、その中に、やはり具体的な話の中に楽しさも感じますし、自分もその中で一緒に行動したくな

ると思うのです、具体的な話をいただくと。ぜひそういう具体的なお話を今後していただければなというふうに思っております。

いい例えではなかったかと思いますが、先ほどのバスの例えで言いますと、1台のバスの中で、それぞれがちゃんと役割を果たして走行することができれば、持続可能な西和賀町ができていくというような気がしております。そして、町民ももはやバスに乗るお客様ではないのだらうというふうに思っております。以前はそうだったのかもしれませんが、今はバスの一つ一つのパーツになっているのだらうというふうに思います。全部がフル稼働しなければ、バスはほかから来たお客様とか、そういう方々を乗せることはできません。パーツが足りないだとか、埋まらないというふうなことだったり、お客様が来ない、乗らないバスは廃止となってしまう。町長には、ぜひ明確な方向指示とハンドルさばきをお願いしたいというふうに思います。方向の指示がはっきりしなかったり、ハンドルさばきが遅かったりすると、交通違反や交通事故につながってしまいます。持続可能で安全な行政の運行をお祈りしております。

終わります。

議長　以上で高橋輝彦君の一般質問を終結いたします。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後　零時00分　休　　憩

午後　1時00分　再　　開

議長　休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順3番、深澤重勝君の質問を許します。

深澤重勝君。

7番　皆さんこんにちは。今日のトップバッターの同僚が言うておりましたように、この雪国にも春到来という感じであります。今日、私3番バッターであります。昨日の大谷選手のようにスリーラン連発するような3番であればい

いのですけれども、お恥ずかしいような3番で  
ございます。春眠暁を覚えずといいますが、ち  
ょうど眠い時間でありますので、少しの間お付  
き合い願いたいと思います。

私の質問は1点であります。議会の始まりに  
町長の申し上げたこの町政の方針演述について  
であります。平成15年度から供用開始した公共  
下水道と農業集落排水設備は、設置から20年余  
りが経過し、今後大規模な設備の更新が見込ま  
れることから、長期的な視野に立った設備の長  
寿命化計画の策定を進めるとありますが、創設  
から60年程度経過している中部上水道設備の長  
寿命化計画の策定を行わないのかお伺いします。

議長 町長。

町長 ただいまのご質問については、担当課長  
から答弁します。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 水道事業については、令和3年度  
から令和4年度にかけて実施している水道施設  
台帳で、アセットマネジメント3C、いわゆる  
標準型と言われる資産管理を行いました。次  
の段階として効率的で、かつ効果的な事業実施  
に向けた中長期的な観点から、アセットマネジ  
メント3Cの上位版となるアセットマネジメン  
ト4D、いわゆる詳細型を実施し、施設の長寿  
命化を含み、水道事業としての再編構想を内包  
する新水道ビジョンを策定していきたいと考え  
ているところです。なお、アセットマネジメン  
ト4Dについては、令和6年度以降に順次取り  
組みたいと計画しているところです。

また、台帳整備と並行して、西和賀町公共施  
設等総合管理計画に基づき、西和賀町水道事業  
個別施設計画をこの3月中に策定することで岩  
手県と協議中であり、この中でも施設の長寿命  
化、耐震化の推進等を明記しているところです。

議長 深澤重勝君。

7番 今上下水道課長からありましたが、これ  
は政治的な問題が極めて大きい問題だと思いま  
す。町政の施政方針演述でありますから、担当

課長からというのはちょっといかなものかな  
という感じがしましたし、担当課長の申し上げ  
る様々な専門用語、さっぱり分かりませんので、  
何を言っているのかちょっと理解に苦しむわけ  
ですけれども、私の聞いているのは、いわゆる  
上水道事業、合併自治体であります。西和賀町  
は、どうのこうの言っても合併自治体でありま  
すから、合併直後に平成18年度から湯田上水道  
の統合事業をやったわけであります。その事業  
に関して、終わり近くなってからずらっとこの  
議会の議事録を読んでみました。結果的に見れ  
ば、よくぞこういう形で議会に説明しながら、  
我々もよしということをやったなということ  
を強く感じました。あれよあれよという間に30億  
というものが結果的に50億近くなって、湯田の  
上水道が完成したわけであります。そのこと  
についていい悪いを言うつもりは全くありませ  
んけれども、今申し上げましたように、合併自  
治体でありますから、それ相応の政治的な配慮  
というのは当然必要なことだというふうに強  
く感じるわけであります。

今、繰り返しになりますけれども、上下水道  
課長の言った片仮名語の意味全然分かりませ  
んので、そのことを議論はできません。ただ、私  
が言うのは、一方では上水道が完全にできて、  
そしてまた、なおかつ20年経過したこの下水  
道の部分の超寿命化を図るという計画をしながら、  
いわゆるこの旧沢内の県道に沿っておる川舟か  
ら太田までの上水道の具体的な計画がなされな  
いということ、そのことを聞いているわけであ  
ります。

含めて、中部浄水場、今申し上げた区域にお  
いて毎年のように断水が発生しているという事  
態を町長はどのように捉えておりますか。また、  
併せて伺いたいと思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

下水道、上水道、町で管轄していませんけれ  
ども、電気とか、そういう生活の基本的なもの

に関わる部分については、私自身としては政治的にどうこうというよりも、基本的にはしっかり長期的計画の下に整備し、安定供給なりを図っていくべきものというふうに考えておりましたので、先ほどのようなちょっと細かいといえますか、専門用語も混じってしまったかもしれませんが、現状のところを答えさせていただいたというところでございますので、ご理解願いたいと思います。

繰り返しになりますけれども、そういう基本的な生活インフラの部分については、時々左右されることなく安定供給に努めるべきものだというふうに考えておりますので、そういう方向で進めていくべきものだという姿勢で臨んでおります。

ただ、中部につきましては、そういう個々の問題があると思いますけれども、それについてはやはり適時的確に対応をしていくということで進めさせていただきたいというふうに考えております。

議長 深澤重勝君。

7番 今町長のほうから基本的な部分についてはということを申されましたけれども、いろんな事業というのは、計画なくして実践ありませんので、口頭の言葉で何と言おうと、具体的に計画も立てないで安定供給ができるわけがありません。2年前のことで大変恐縮な部分あるわけですが、その時点でも、ちょうど2年前の3月議会でこのことを聞いたときの担当課長の答弁であります。湯田のほうで完全にできたということを含めて、「一方で、沢内簡易水道については、直近の整備からおおよそ15年経過しているほか、人口減少に伴う給水効率の低下が懸念される。よって、将来的な更新需要は一層高まると予想されることから、管路や施設の老朽化の状況を把握し、経営に与える影響を検証しながら、施設統合計画を策定する予定としている」というあまり聞き慣れない答弁をいただいております。そのことからすれば、いずれ統

合計画を策定する予定ですから、あくまでも未定であって、決定ではありませんので、いつになるか分からない部分はあるわけですが、そういう答弁をいただいているわけです。そして、恐らくその後からずっと来るのですが、早くても令和6年以降になると思われるというような答弁をいただいているわけですが、今言うように生活に最も重要な水の問題です。ですから、湯田が統合することについて、最初から50億もかかる事業ということになれば、いかに水であってもかなり議論もあったと思いますが、基本的に水のことであるからだということに進んできた経緯があります、自分自身の気持ちとしても。

ですから、そういうことからすると、財政面も確かにそうですが、財政の問題以上にこの水の問題というのは、お金がないから水を供給できないということはあり得ないわけですから、そういう部分も考慮すれば、少なくとも今回の施政方針演述の中で具体的に下水道に手をかけると言っ、一言も触れていないというのは、私は極めて残念であって、看過できるものではないという思いで急遽この一般質問に立ったわけですから、そのことを含めて町長に今、水は最も生活に基本的なことという言葉ではなくて、具体的にそのことを、年度も含めてというより、より早くやりますという言葉、そういう言葉を聞きたいと思うのですが、いかがですか。

議長 内記町長。

町長 今回の施政方針でそういう明示がなされていなかったという点については、ご指摘のところもあるかと思いますが、先ほど課長から申し上げましたように、これまでの台帳整備等を踏まえ、6年度に向けてそういう取組をさせていただいているということにつきましてはご理解をいただきたいというふうに思います。

議長 深澤重勝君。

7番 今改めてそういう6年度、来年度という

言葉を聞きましたので、一応その言葉を信じたいと思いますけれども、これも2年前の水道に関する、いわゆる断水に関する件の答弁の中でありましたけれども、いわゆる繰り返しにはなりませんけれども、川舟から太田までのこの水路の区間で毎年断水事故が起きているのです。平成28年度は4件、影響戸数1,175戸、断水日数4日間、平成29年度1件、影響戸数9戸、断水日数1日、平成30年度3件、影響戸数1,245戸、断水日数3日、令和元年度2件、影響戸数553戸、断水日数2日、令和2年度3件、影響戸数81戸、断水日数4日、言うまでもなく断水が2日、3日続いたらどれだけ生活で苦勞するかということをもっともっと強く感じていただきたいと思えます。

変な言い方をするのですが、ちょっと考えてみたら、町長、副町長、それから担当課長、議員の中にもこの水域を使っている人誰もいないのです。使っていないから関心がないというものではないでしょうけれども、人間というのはやっぱり自らが使っているときの実際に困ったという、そういうことから物事を発するということを痛感したわけでありますけれども、今のことを申し上げて、私の一般質問はこの1点だけであったわけですから、遅くとも令和6年度、来年度から具体的な計画を策定していただいて、大きな事業になることでありますけれども、人間生活の根底の問題でありますから、そのことを本当に誠意を持って取り組んでいただきますようお願いを申し上げまして一般質問を終わりたいと思えますが、私も個人的なことでありますけれども、町民の多くの皆さんから叱咤激励をいただき、そしてまた当局からいろいろお世話になりました。ましてこの同僚議員からたくさんお世話になったことを心から御礼を申し上げまして、一般質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

議長 以上で深澤重勝君の一般質問を終結いたします。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午後 1時15分 休 憩

午後 1時30分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

次に、登壇順4番、刈田敏君の質問を許します。

刈田敏君。

1番 こんにちは。刈田敏君です。本日4番目ということで、しばしの間お付き合いよろしく願いいたします。今回、通告は大きく2点について質問してまいります。組織のスリム化についてと農業政策についてであります。

初めに、組織のスリム化についてお伺いいたします。本町の人口減少が早いペースで進んでいる状況にある。持続可能なまちづくりを進めるには、さらに危機感とスピード感を持つことが重要と考える。その中において、行政組織、地域の役職のスリム化については、大きな問題として避けて通れない。現状と進め方について伺います。

初めに、地域における町からの役職の実態について伺います。役職数とその仕事の内容についてお伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 ただいまの質問につきましては、担当課長から答弁します。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、ただいまの質問について私のほうからお答えいたします。

町では住民福祉の向上のため、地域からの協力を得ながら、地域とともに様々な活動を行っており、地域に対して窓口になってくださる方や業務を担当してくださる方を決めていただいております。令和4年度地域づくり組織を通じて地域に推薦をお願いした役職等は、行政連絡員、公衆衛生組合長、防犯隊協会支部長、防犯隊員、児童民生委員、保健委員、日赤協賛委員、赤十字奉仕団委員、農政推進委員の9件となります。仕事内容についてですが、行政連絡員は



地域と行政とのパイプ役となり、行政情報の地域住民への伝達、地域から行政の連絡等の役割を担います。防犯協会支部長、防犯隊員は、町民の防犯思想の高揚、犯罪の予防警戒、青少年の非行防止などの犯罪防止を担っております。児童民生委員は、非常勤の地方公務員として厚生労働大臣から委嘱され、地域福祉活動や相談支援、児童への見守り活動を行っております。保健委員は、地区住民に健（検）診の日程や検診票の配付、検受診への呼びかけ、地区住民に各種検診受診確認票の周知、確認票の配付、回収などを行っております。日赤協賛委員、赤十字奉仕団委員は、赤十字の活動の推進、活動資金となる募金取りまとめなどを行っております。農政推進委員は、転作確認の際の農地案内、農政座談会の会場手配、農家への声かけ、営農計画書等の配付、取りまとめなどを行っております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 この役職等の数、これって大体でありますけれども、その辺はお分かりですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

今答弁いたしましたのが、町から地域づくり組織をお願いをしている役職ということで、まず9件ということでございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 9件は分かりますけれども、人数的なもの把握していませんか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

行政連絡員は、29行政区、各1名です。公衆衛生組合長も各1名、防犯協会支部長、防犯隊員各1名です。児童民生委員は36名になっております。また、保健委員につきましては45名、日赤協賛委員につきましては29名、赤十字奉仕団についても29名ということに、公衆衛生組合

長についても29名ということでございます。農政推進委員につきましては、すみません、38名でございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 私がお聞きしたいのは、これが何人かということで、ダブっていることもあると思えますけれども、そこまで聞かなくてもいいですけれども、行政区29人の分で単純に9件、そして多いのは保健委員の45人、民生委員の36人とあって、これ足し算すれば分かるのですけれども、本当に役職に就いている皆さんには、お仕事の傍ら業務に就いていただいていることに感謝と敬意を申し上げるわけですが、このほかにもいろいろあると思うのですけれども、今は行政区をお願いしているということですが、消防団、それから交通指導隊、各協議会の位置づけとしては町の役職にはならないのか、その辺をお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

私の答弁いたしました役職につきましては、町が地域づくり組織を通して委嘱をお願いしている役職ということになりますし、今説明した以外の消防団とかにつきましては、まずその地域づくり組織を通してということではない委嘱ということでございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 分かりました。私の質問の仕方が悪いかなと思うのですけれども、要はやっぱりこれ以上にまず町の関係する役職がありますし、各地区においてもまた別の役職があるわけで、町民としてはどんな仕事をどのような人がやっているかというのは分からないし、また町としてはそこをやっぱり知らしめていくところもこれ必要なことです。今日の質問の趣旨は、今まで言われてきているように、役職が多過ぎて大変だということなのです。そこを町がどれほど認識

しているかということについて、もうちょっと議論していきたいと思いますが、例えばあと重複する人もいると思いますし、そういうある程度の人数把握していないと、なかなかこれ大変ではないかなと思います。

それから、令和5年の1月31日現在の行政区別人口を調査いただいております。大体この役職に係る人というのは、大ざっぱですけども、50代から70代ぐらいなのかなという感じはしますけれども、50代から70代、ちょっと無理かもしれませんが、この中で2,700とか、70人とかいるわけですけども、これ満遍なく仕事をやっているわけではないですよ。1人で幾つも持っている人もいるわけで、要するにそれが大変負担になっていることがありますし、本当にこれそういうことでいいのかということを含め、今日ちょっとやっているわけで、行政区にとっては本当に大変な状況であると思います。その辺について、区から、そういうところから相談等ないのか、その辺をお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

町から地域づくり組織を通してお願いしている役職というところで、これまでも自治会というか、組織との関わりの中で、やはり役職が重複しているので大変だという話は聞いております。そのような部分の負担軽減を図りたいということから、町でもどのような形でそれが達成できるかということを検討して、令和4年度については臨んでいる状況ではございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 令和4年度からはそういう状況だということで、ちょっと関連して質問しますが、これ担当課で要請するのが違って来るわけですが、担当課によってはやっぱりトラブル等ないわけですか。やれる人というのはいろいろな面では限られて来るわけですが、やっぱり人選的に引っ張られたという表現は失礼で

すけれども、そういう担当課内のトラブル等というのはあるものなのかお聞きいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

担当課間での恐らく業務によって、その人選の部分でのそういうふうなトラブルというか、ということだと思いますけれども、そういう面でのトラブルというのはないというふうには、ないというふうにはどうか、ありません。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 それでは、次の質問に入りますけれども、今後の業務、組織のスリム化についての考え方を伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

町では令和4年度から、新たな地域づくり組織との関わりを踏まえ、また人口減少、高齢化が進む中、負担軽減も視野に、地域に依頼する役職等についてもどうしてもお願いしなければならないものなのか、見直しの余地はないかなどについて各課と点検を行いました。昨年度までは、町が委嘱した行政区長に兼務でお願いしてきた役職等についても、今年度からは地域の判断で役職を割り振るなどにより、役割分担も可能となるように見直しをしたところですが、町と地域との協働の観点から必要なものに厳選していくなど、組織、業務のスリム化につきましては引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 それは、町側からのスリム化のあれです、要請というか、考え方だと思うのですが、時間は過ぎますが、西和賀町議会は平成30年5月から11月にかけて、住民との意見交換を各地を回り開催いたしました。テーマはいろいろありましたけれども、これからの自治活動ということで、次のような報告、意見等ありました。

ちょっと読んでみますけれども、高齢化で班の役ができない者が多いことから、班編成の見直しを考えている。本当に今までやってきたものを守っていかなくてはならないのか。少し変えて縮小し、負担を少なくやっていけるものなのか、全体で考え、見直しが必要な時期に来ている。若い人がいなくて、役員の成り手がいない。行政区の役職をやりたいと手を挙げる人はいない。これちょっと表現あれですけども、拝み倒してお願いするしかない。区としては、役を統合、兼務して役員数を減らしている。しかし、役場からの役職は一向に減らない等々、多くの切実な思い、意見が出されていました。かなり厳しい状況であると感じています。それぞれの状況を十分に把握しながら取り組むことが今重要と思います。町民の意見等を聞きながらの、そういう今回のスリム化という考えではないと思いますけれども、この点について改めて考えをお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、地域の住民の方というか、役職の方からのお話というのは、これまでも伺ってきておりますので、そういう重複というのはあるというふうに理解しているのはそのとおりでございます。やはり町のほうでも、どうしても必要な業務、お願いしなければ成り立たない業務というものかどうかというところは、それぞれの役職を頼む課の中でも話合いを進めてきて、まず削減できるものは削減したいというところではありますが、現在のところ残っている9つにつきましては、やはりどうしてもお願いしたいという部分で残っているというふうなところでご理解をいただきたいと思っております。

また、地域によりましては様々で、人数が少ないところは逆に兼務をするような形がその地区の中では望ましかったり、人数が多いところにあってはやはり1人の方よりも分散させるような形を取ったほうがいいのか、そこは地

域の考え方によると思っておりますが、いずれも町といたしましては、その役割分担というか、これまで兼務していた部分につきましては地域のほうに選任をお願いする形で、役割分担が可能なような形でお願いしているということに令和4年度からはなっております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 お願いするのは分かるのですが、受けるほうはやっぱりかなり大きな問題として捉えていますし、この行政区別人口調査の中見ますと今後何年先というのが分かるわけです。ゼロ歳から9歳、一人もいないところもあるわけです。こういう状況が将来来るということを踏まえた上で、町がそれでもこういう役職ありますから挙げてくださいますと、そういう形で進んでいくものなのか。それを称して私としてはスリム化、統合というか、なかなか大変でしょうけれども、できることとか、行政区は1つ、2つでやっていくとか、そういうことも必要ではないかということでもありますけれども、それについて答弁をお願いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

行政区の在り方という今お話もありましたので、その部分についてもお答えさせていただきたいと思っております。町では、協働によるまちづくりを推進するために、令和4年4月1日施行の西和賀町地域づくり組織条例に基づき、29行政区に各1地域づくり組織を認定して、協力して事業に取り組んでいるところです。行政区の設置につきましては、行政情報の伝達、支援等がしっかり行き渡る範囲として町が区域を定めるものであり、自治活動が展開されている自治会の区域に設置することで効果を得るものと認識しております。

各自治会は、人口減少により地域の構成員も減少しているものの、各組織において特色ある取組は現在継続されており、活動にも積極的に

取り組まれていることから、現状の区域を維持する形で、町の行政事務を円滑かつ適正に遂行していきたいというふうに考えておりますが、自治会組織から在り方についての相談があった場合は、活動状況等を確認しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 次の質問に入っているわけですから、それについてはこのまま続けたいと思いますけれども、今後の行政区の在り方について今聞いたところであります。行政区の今後の在り方ということで、私も任期ですので、確認したいという意味で今回これ以降の質問はしたいと思えますけれども、やはり持ち方として旧行政区、それをそのままきちっと築きながらいくということによろしいですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

先ほどの答弁とちょっと重複するところがございますけれども、まずこれまでも地域づくり組織等との話し合いを重ねた中では、現在各地域づくり組織につきましてはそれぞれの特色ある活動というものが行われておりまして、活発に自治活動等も進んでいるというふうに理解しております。行政区につきましては、やはりその地域づくり組織という基盤があることで、効率的に、効果的に事業を推進できる、あとは行政情報等も提供できるというものというふうに捉えておりますので、地域づくり組織あつての行政区というふうな理解でおります。そのようなことから、今まさに令和4年度は1行政区に1地域づくり組織を認定するという形で進めておりますので、そのような形で、まず29の行政区という形で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 その29の行政区については、その方向で

さらに進めていただきたいと思いますけれども、しかしそれぞれの行政区では、人口、地域性、環境等様々な違いがあつて、それがむしろその地域の個性になつて、すばらしい文化、そしてコミュニティーを築いております。このことを十分に配慮した施策でなければ意味がないのではないかと思いますけれども、その辺はどのようにお考えですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まさに今議員のおっしゃるとおり、それぞれの地域づくり組織にはそれぞれの特色ある活動というものがございまして、そこを尊重しながらということだと思います。そのようなことから、個々の地域づくり組織に対して、町でも活動支援を行っていくような形で支援員の配置なども行っているということでございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 そこで次の質問に入りますけれども、集落支援事業の今後の進め方についてお伺いたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

町では、令和3年度に地域づくり組織条例を制定し、地域において住民等が取り組む、住みよい地域社会の実現に向けた地域の課題解決や魅力づくりなどの活動を地域づくり活動と位置づけ、町からの一括交付金の中に自治活動推進支援分を組み込むなどして、地域づくり組織が行う集落事業の支援に取り組んでおります。

また、町内に6か所の集落支援センターを設置、集落支援員を配置して、地域の人たちの意見を聞き取り、要望を町に伝えるなどして、地域の課題解決のための支援を行っているところです。

今後の進め方としては、それぞれの地域で主体的に地域づくり事業が展開されるように、現在の取組をより強化しながら支援していきたい

と考えております。特に従来取り組んできた事業や活動がコロナ感染防止のために休止したり、縮小したりしてしまっているの、それらが適切な形で復活するよう、注力して支援していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 ただいま強化していきたいということは、私もそういうふうに思いますし、各行政区が、地区が自立するため、責任において自立していくことを続けていくことが、やっぱり今後行政区であったりが継続していけるものだと思いますけれども、この集落支援員に関しては増員することも必要ではないかと思えます。先ほどお話ししたように、それぞれの個性があるところに、ただあてがうではなくて、やっぱり手を挙げて、責任の上でこういうことをやりたいとかという、どんどん町として集落支援員を入れるような方向が最善ではないかと思えますけれども、その辺の考えをお聞かせください。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 答えいたします。

まず、集落支援員につきましては、令和4年度からのスタートということで、旧小学校区単位に配置をして、それぞれの個々の地域づくり組織についての把握というところ、理解というところからスタートをしたというところがございます。ということからも、実際令和4年度につきましては、まだ役員会議ですとか、そういう部分での関わりというところにとどまっているのが結構大きい部分でございます、今後は先ほども申したとおり、各地域づくり組織の中に行事等を通してより入っていきながら、住民と接する機会も多く持ちながら取り組んでいきたいということを考えております。つまりところ、今段階ではまずその旧小学校区単位での6人の体制で進めながら、今後の検討ということにしていきたいというふうには考えているものでございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 今の段階ということでありますけれども、将来的にはやっぱり差があると思うのです。そして、いろんなことを頑張っていこうというところもあるし、これはできないけれども、これができる、それを学校区単位の中で集落支援員さんがそれを全部見るというのは、これ集落支援員さんのほうにも負担がかかるのではないかと。やっぱり手を挙げたところには、こういうことで集落支援が欲しいのだということ、それでなければ別の意味での集落支援みたいな、そういう人員を増やしていくことが、これ今必要ではないかなと思うのですけれども、増員というか、そのやり方、現状そこでいいのですけれども、もうちょっと手を借りたい、手を差し伸べてほしいというところがあって、自分たちで頑張るのだから誰か応援してくださいというところがあるとしたら、そこに増やしていくことがこれ必要ではないかと思うのですけれども、その点はいかがですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 答えいたします。

まさに地域づくり組織の自主的な活動ということで、積極的に自立を目指すというようなところから、そういう部分で集落支援員を入れながら、そういう体制をつくっていくという部分、そういうものが本当に望ましい姿であると思えますし、そういう地域づくり組織がどんどん増えてくるのが一番いいわけでございますので、そういう形でまず今年度、令和4年度と令和5年度については旧小学校区単位では進めていながら、その地域づくり組織の状況を見ながら、そういう部分についてはどういう形が望ましいか、議員がおっしゃるとおりそれぞれのところに入っていき、増員が望ましいのかどうかということも併せてそこは検討していきたいと考えます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 これは言うまでもなくやっぱり必要だと思えます。最初の質問から言いますと、優秀と言えばこれも失礼ですけども、役員をやっている人たちは、多分その地区、行政区にとってはやっぱりかなり仕事ができてるし、その人たちが仕事を3つも4つも、そこまでいっているかは分からないですけども、持ちながら、それからその地区の仕事をする、これは大変なことですし、やっぱり負担をみんな見ているからなかなか成り手がいないというのは分かります。そういう意味では、集落支援員をやっぱり検討してもらって、何とかやり方をぜひとも検討してもらって、うちの地域ではこれをやりたいから、これについて何か手助けしてもらいたいとか、そういう方向でぜひともこれ進めてもらいたいと思えます。

次の質問に移りますけれども、役場職員の集落支援センターの配置については今検討しているということだったとこの前お話し伺いましたけれども、現時点ではどのような方向性でありますか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

集落支援センターへの役場職員の配置についてですが、町では今年度から町内6か所に集落支援センターを設置するに当たり、集落支援員の配置と併せて役場職員を集落支援センターに勤務させたところです。今年度は、集落支援員の研修期間や除雪を伴う冬季間を除く7月から11月までの期間、町の職員が集落支援センターに勤務したところです。勤務は、コロナ禍で配備されたテレワーク機器を使って、通常庁舎で行う自分の業務を集落支援センターで行うもので、いわゆるリモート勤務という方法で実施したところです。

役場職員をセンターに勤務させることにした理由は、公務員1年目の集落支援員への助言や支援、外回り等、不在の際の連絡などを想定し

たもので、一定の成果はあったものの、コロナ感染防止などで地域行事等が中止されたこともあり、職員と住民の方々が接する機会としては多くなかったものと総括しております。

今後につきましては、集落支援員も2年目に入り、仕事や集落の状況も少しずつ分かってきたというところで、コロナの扱いがまず5類感染症に変わること、職員が地域の方々と対話する機会も増えてくるものと考えます。関係づくりの機会ができることなども捉え、職員配置による効果の検証や国が進める行政のデジタルトランスフォーメーションの流れですとか、西和賀町に合ったテレワーク等の推進の必要性などを総合的に検討し、適切な方法を決めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 具体的には、職員配置はしていくのか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 その職員配置の在り方について、今まさに検証して決めていこうというところの段階でございます。まだ明確に配置をするというようなどころの話は、今まさに検討中ということでございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 新たな年度が始まるというときに、そういうことではちょっと大変だなと思うのですが、職員に対しても、町全体に対してもこれは大変な状況だと思います。検討していることは検討しているのでしょうか、機能しなくなることも出てくるのではないですか。その辺いかがですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 職員配置につきましては、先ほども話をいたしましたとおり、集落支援員も2年目というようなこともありまして、まずこのセンターにいる、いないという部分につきましても、例えば持っている携帯電話等の連絡

などもございますし、表示の方法なども取ったりとか、そういういる、いないという部分もはっきりさせることができるような形にはなるかと思っております。

職員につきましては、どちらかといいますと働き方改革の部分でテレワークの推進とか、そういうところの業務に就くという部分が大切なところだと思っておりますので、考え方といたしましては、これまでのように交代で毎日張りつくというようなことも、実際検証してみるとなかなか難しかったという部分がありますので、そういうところも踏まえながら配置の在り方、全体的に含めて検討させていただきたいというものでございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 集落支援員が配置されて、最初の頃はやっぱり今は雰囲気が違うと思います。一生懸命頑張ってもらっていますし、それについて徐々に各地区のほうでも見て感じてきていると思います。そこを職員がマッチさせて、いい形になればいいですけども、そこをきちっとやっぱり検証してもらって、いい形で進めて、大いに進めていただければと思います。

それでは、次の質問に入ります。町の組織機構の今後の考え方をお伺いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 町の組織機構の今後の考え方についてお答えいたします。

少子高齢化の進行や様々な要因による社会情勢の変化、また地域自治組織への活動支援や集落支援センターの設置及び集落支援員の配置、地域づくりを主体とした事業の取組など、各種事務事業を効率的に進め、多様化する行政サービスへ柔軟に対応していくためには、組織機構の見直しは必要であると考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 私もこれに関しては3回目ぐらいの質問

になるのかなと思うのですがけれども、前回の答弁に関しては17課と事務局となっていて、類似団体としては二、三課多いということ、1つのポジションに課長として責任を持ってやっていただきたいと思って一生懸命頑張っていく、あと人口減少になったから業務量が減少するということではないという答弁をまさに総務課長からお聞きしましたけれども、そのときも検討していかなければいけないということでした。この今の現状、人口減少が急速に進んでいる状況にあって、検討している余裕は私はないのではないかと思いますので、その点についてお願いします。

議長 総務課長。

総務課長 今後の進め方についてですが、各課における業務の現状把握と課題の整理など、令和5年度に具体的な検討に入っていきたいと考えております。

議長 刈田敏君。

1 番 令和5年度ということで、ぜひともこれはやっぱり進めるべきだと思います。令和元年の9月定例会では、今話した状態があったわけでありまして、日数というか時間もたっていますし、やはりその辺は大分環境も変わってきていますので、令和5年ぜひともお願いいたします。

町が目指しているのは、当然のことでありましてけれども、持続可能なまちづくり、そのためだと思います。今日、同僚議員も言いましたけれども、私は基本はやっぱり西和賀町のまちづくり基本条例、これを誠実に遵守し、協働のまちづくりを進めていかなければならないということだと思います。この少子高齢化の難問題を町民、議会、そして町がそれぞれの役割と責任を持ち、対等な立場で協力していくことがいま一度重要なことと認識し、夢のある西和賀町を目指して頑張っていきたいと思いますというか、エールを送るというよりは、これは町全体の話ですけども、まさに協働のまちづくりをどんどん、

どんどん進めていかななくてはならないのだろうなということで、スリム化についての質問は終わりたいと思います。

次の質問に入ります。農業政策についてであります。西和賀の農業について、持続できる新たな政策が必要であると考えます。今後の考え方について伺います。

初めに、産業としての政策について伺います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、ただいまの質問につきましてでは私のほうから答弁させていただきます。

これまでの取組も含め、重要なポイントであると考えていることを3点にまとめて、お答えしたいと思います。1つ目でございます。強い農業経営体の確保、育成を進めることです。そのためには、個別経営体や集落営農組織、法人経営体などに対する農地の集積のみならず、農業委員及び農地利用最適化推進委員会を中心とした農地の利用調整を通じて、農地の効率的な利用を図る必要がありますし、生産基盤の整備などを通じた経営の安定化に対する支援が必要であると考えております。また、国の助成等を活用しながら、新規就農者の確保、育成を進めていく必要があるとも考えてございます。

2つ目でございます。本町の気候風土の条件に合った作目を需要に応じた形で生産することができる体制づくりです。人手不足に対応した生産作業の効率化を進めるとともに、加工事業者、販売サービス事業者とも協力しながら、需要を確保した取組を進めることが必要であると考えております。

3つ目でございます。令和5年度と令和6年度の2か年で取り進む地域計画の策定作業を通じて、将来の地域における農地利用の姿を明確化することです。その結果を踏まえ、今後の農地維持や効率的な利用のために必要な施策を立案してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1番 このことについて、現状はどのように把握しておりますか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それではお答えしたいと思います。

まず1つ目ということで、強い農業経営体の確保、育成といった部分なのですが、農地の集積というものに関しては全体の約6割ということで進んでいるのですが、それも限界がありまして、これが7割、8割というのはなかなか難しいだろうというふうに思っております。むしろ農地を、先ほどのお話にも続いてきますけれども、農地を管理する担い手の方の高齢化、あるいは数そのものが少なくなってきたという中で、こういった形でその農地を利用するかといったことが課題になっているというふうに認識しております。

2つ目でございますけれども、本町の気候風土の条件に合った作目を需要に応じた形で生産という部分はありますけれども、この部分もやはり目標はありますけれども、いま一つ十分のところに至っていないというふうなことを認識してございます。やはりワラビですとか、リンドウですとか、そういったものはあるのですが、そういったものをはじめ、いかに人を確保して、そういった特徴に合ったものを生産継続できるかといった部分、これも考えていかなければいけない課題であるというふうに認識しております。

それから、3つ目ということで、新たに出てきた地域計画の部分でございますけれども、これは令和元年度に人・農地プランを策定したわけなのですが、その中で農地の利用集積、集約を進めるといったことがあるのですが、これを新たに具体的に進めるといったことになってございます。単純に、これは農地の利用集積、集約を進めるということだけではなくて、利用可能な農地とそうでない農地、その管理の在り方というものを、まさに農地1筆1筆について定めるといったことになってございま



す。その作業を通じて、やはり今の地域の現状に合った農地の管理の在り方といったものをはっきりさせて、それで集落全体できちんと共通認識として持っていくと、そういったことを進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1番 進めていくのは当然分かりますけれども、現状できているか、できないかというあたりをお伺いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 失礼いたしました。地域計画につきましては、令和5年度と6年度に取り組むということですので、まさに人手不足、いわゆる農業者の不足ですとか、あるいはその農地の管理の在り方、この部分のギャップがあるということでございますので、それに対してこれから取り組んでいくというふうなことでございます。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1番 それでは、地域としての政策について伺います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、引き続きお答えさせていただきます。

令和2年3月に見直しが行われた食料・農業・農村基本計画の中で、農村に人が住み続けるため、地域資源を活用した所得と雇用機会の確保、中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備、地域を広域的に支える体制、人材づくりや農村の魅力の発信等を通じた新たな活力の創出の3つの政策を掲げております。これらは、全て地域政策を進める上での基本的な考え方になるものと考えております。

地域政策を進める上で中心となる施策は、中山間地域等直接支払交付金制度と多面的機能支払交付金制度の2つであると考えております。制度の概要と推進の考え方は次のとおりです。

中山間地域等直接支払交付金制度は、農業の

生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体における支援を行う制度として平成12年度から実施されてきた制度であり、令和2年度からの第5期対策では、新たなメニューとして集落協定広域化加算、集落機能強化加算、生産性向上加算が加えられました。これらの取組を全ての集落協定に広げていくことを目標として、取組を進めていきたいと考えております。

多面的機能支払交付金制度は、農地周りの草刈りや水路の泥上げなどの共同活動、水路や農道等の軽微な補修、農村環境の保全活動を推進するため、国及び地方自治体における支援を行う制度として平成26年度から実施されてきた制度です。農村施設・環境の維持を進める上で重要な施策であり、今後とも活動が継続できるよう取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1番 この食料・農業・農村基本計画、これも質問したときには、やっぱり産業政策と地域政策は車の両輪だということを、これを受ける側でいろいろな補助もあるので、農業振興のみならず関係者と協力してやりたい、やっていくのだという、その当時の町長から答弁いただいていますし、集落機能強化加算では、行政区等と連携して地域コミュニティー活動を支援できるもので、いろいろなことができますよと、だから十分これからもこれを利用していきたいという意気込みだったのだと思いますけれども、現状こういうことがどれぐらい進んでいるのか、その辺をお伺いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えしたいと思います。

中山間地域等直接支払交付金制度の集落機能強化加算、それからの生産性向上加算の部分ということでございますけれども、次のご質問にも連なることかと思っておりますけれども、集落機能強化加算については、44の協定のうち13の協定

で実施をされているということでございますし、生産性向上加算につきましては、44のうち8つというふうな状況になってございます。協定組合のほうにはお話をしているのですけれども、まだまだ制度の十分な理解といえますか、ちょっと一歩前に進めない部分もあって、なかなか広まっていけない部分があるのですけれども、やはり全てのところで取り組んでいただけるように、これからもお話をしながら、あるいは加入する方々の理解を得るように取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1番 それでは、次の質問に入っていますけれども、集落機能強化加算の現状ということでお伺いしました。課題についてお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、お答えしたいと思います。

中山間地域等直接支払制度の集落機能強化加算ですが、令和2年度からの第5期対策から新設され、営農以外のまちづくりにも活用できるものとなっており、町でも積極的に活用するよう集落協定組合に働きかけを行ってきました。その結果、先ほどの答弁と重なりますけれども、令和4年度においては、44集落協定組合のうち13集落協定組合で集落機能強化加算の取組が行われています。具体的な取組内容としては、高齢者への除雪、通院、買物等の支援、特産品開発、空き家等の維持管理、温泉施設の管理費の取組というふうになっております。その中でも、とりわけ泉沢集落協定推進組合の高齢者への見守り、通院、買物、除雪支援の取組が県内で高く評価され、今年度のいわて農林水産躍進大会においていわて中山間賞を受賞しております。

第5期対策は令和6年度が期限であり、集落機能強化加算を活用できる期間も残り2年となっております。町として非常に重要な施策であると考えておりますので、泉沢集落協定推進組

合など、先進事例を参考しながら、全ての組合に取組を広げていくことを目指し、推進活動を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1番 かなりこれまでも集落機能強化加算について、いろんな事例が出されまして、大変すばらしいなと思っています。これを広める、広めると言いながら、なかなか広められない、これもかなり大きな問題だと思っておりますけれども、ぜひともここは進めていただきたいと思っております。

まず、駄目なもの、そして好まないものを避けては前には進まないと思っております。挑戦、チャレンジ精神を持って進めていただきたいと思っております。スピードが命なのです。スピードが遅れると、命がなくなるのです。持続していく、住んでよかったと思えるまちづくりを目指して共に頑張っていきたいと思います。

以上で終わります。

議長 以上で刈田敏君の一般質問を終結いたします。

これをもって本日の一般質問を終わります。

なお、明日の一般質問は3人を予定していますので、よろしくお願いたします。

以上で本日の日程は終了しました。

これをもって本日は散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 2時27分 散 会